

第2回ナンバープレート表示の視認性確保に関する検討会 議事概要

1. 日 時：平成26年11月12日（水）16時30分～18時10分
2. 場 所：国土交通省国際会議室（中央合同庁舎第3号館8階）
3. 出席者：杉山座長、岩貞委員、塚田委員、鳥塚委員、山下委員、西脇委員
細川委員、原田委員、柴田委員
4. 議事（概要）
 - (1) 事務局から、資料に沿って「最近の街頭検査の結果報告」を説明。
 - (2) 塚田委員から、資料に沿って「カバー等に関するナンバープレート表示の視認性実験結果概要」を説明。その後、質疑応答を行った。
 - (3) 検討会議論のとりまとめについて、意見交換を行った。

（委員等からの主な意見）

- ナンバープレートは車を特定するために付けており、そこに手を加えることは原則避けるべき。このため、その原則をまず示して、その上でどうしても必要なものを容認するという趣旨を明らかにしておくべき。
- ボルトカバーは直径と厚みを制限することで視認性は確保できる。一方シールは、文字が違うものに見える貼り方をするとという危険性がある。シールがはがれ落ちてきてナンバーにかかってしまい数字が読み取れなくなることも起こり得るのでシールは禁止すべき。
- フレームやボルトカバーに関しては、厚みや枠の幅の基準がはっきりすればその基準をもって製造メーカーは製造することができる。例えば製造メーカーが視認性をテストして問題ないものにマークを付け、業界として販売する仕組みを作れないかと考えている。業界団体としてもできることを考えて進めていきたい。
- 新たな措置を実施する際には、自動車用品の取扱業者だけでなく、ドライバーを含め確実な周知を徹底することが必要。
- 平成20年～21年の検討結果において技術的な理由等により、これらの基準によりがたい自動車については、その種類を明確に限定した上で適用除外とするとされており、その旨を明確化すべき。

以上